

工事又は工事関連業務における内訳明細書の情報提供申出書（建築系）

平成 年 月 日

堺市長殿

別紙の注意事項を確認しましたので、下記のとおり、内訳明細書の情報提供をお願いします。

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー)
氏名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (法人その他の団体にあつては、 担当者の氏名と電話番号)	

情報提供を依頼する工事又は業務名（1件のみ）	(年度事業)
	工事又は業務名 1 当初設計書 2 変更設計書 3 全て
情報提供の種類	1 閲覧 2 乾式複写機による写しの交付

(注) 1 1枚の申請書において請求ができる工事又は工事関連業務の件数は1件です。

2 交付することができる情報提供資料の写しの部数は1部です。

3 内訳明細書における公開部分は、次のとおりです。

①落札決定した日が属する月の翌月の初日から工事等の契約工期末後3年以内のもの

ア 落札決定後に堺市が公表している積算内訳書の範囲までとする。

②工事等の契約工期末後3年が経過したもの（保存期間が満了したものは除く）

上記①アに示す部分および次に示す部分。

イ 細目別内訳書における数量、単価及び金額。

ウ 共通仮設費（積上分）及び現場管理費（積上分）の細目別内訳書における金額。

ただし、単価を決定した法人等の正当な利益を著しく害するおそれがある、又は単価を決定した法人等から公にしないことを条件のもとに提供された、単価及び単価が類推できる金額については、非公開とします。

工事 担当課 処理欄	工事担当課・担当者	・
	契約工期末日	平成 年 月 日
	文書保存満了日	平成 年 月 日
	情報提供の内容	1 全部公開（一部非公開部分を含む）（ア、イおよびウ） 2 公表している積算内訳書の範囲まで（アのみ） 3 提供資料の不存在
	写しの交付に要する費用の概算金額	円
	《処理経過》	

工事及び工事関連業務における内訳明細書の情報提供に関する注意事項

1. この申出書により閲覧又は写しの交付の請求ができる内訳明細書は、予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が2,500,000円を超える建設工事及び予定価格が1,000,000円を超える建設工事に関連する設計業務、監理業務、調査業務等を競争入札により発注した案件に限ります。
2. 情報提供の範囲、時期、方法及び概算費用等については、工事担当課が情報提供の準備ができた時点で、電話等でお知らせします。
3. 閲覧は工事担当課において行うものとし、閲覧に際して、申出者による転記や申出者が持参したカメラ等での撮影は可能です。
4. 写しの交付の申出者は、工事担当課の職員の立合いのもと、市政情報センターにて内訳明細書の写しを申出者負担により、乾式複写機で写しを作成していただきます。なお、写しの交付に要する費用については、堺市情報公開条例施行規則の定めるところによります。
5. その他不明な点に関しましては、工事担当課に確認をお願いします。